

コーポレートガバナンス・コード等の改訂の解説

西原 彰美

目 次

- | | |
|-----------|-----------|
| 1. はじめに | 3. 本改訂の内容 |
| 2. 本改訂の経緯 | 4. 終わりに |

2021年6月11日、「コーポレートガバナンス・コード」の再改訂と「投資家と企業の対話ガイドライン」の改訂が行われた。本改訂は、取締役会の機能発揮、企業の中核人材における多様性（ダイバーシティ）の確保、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）を巡る課題への取組みを三つの柱としている。各社の実情に沿った、実質的な取組みが進められ、中長期的な企業価値の向上が図られることを期待しつつ、本改訂の内容等を概説する。

1. はじめに

2021年6月11日、コーポレートガバナンス・コードの改訂版（以下、改訂版コード）と「投資家と企業の対話ガイドライン」の改訂版（以下、改訂版ガイドライン）が、それぞれ公表された（注1）。コーポレートガバナンス・コード（以下、改訂版コードと併せて「本コード」という）は、2018年の改訂に続いて2度目の改訂、投資家と企業の対話ガイドライン（以下、改訂版ガイドラインと併せて「対話ガイドライン」という）は、

2018年の策定後、初めての改訂となる。

新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした事業を取り巻く環境の変化が加速する中、企業の新たな成長を後押しし、中長期的な企業価値の向上を図るためには、コーポレートガバナンス改革に、よりスピード感を持って取り組むことが求められる。そのためには、幅広い関係者において、今般の本コード及び対話ガイドラインの改訂（以下、本改訂）についての的確な理解が深まり、実効的な取組みが広がっていくことが期待される。

こうした理解の一助となるよう、本稿では、本



西原 彰美（にしはら あきみ）

金融庁企画市場局企業開示課 元専門官。西村あさひ法律事務所・弁護士。2016年に西村あさひ法律事務所に入所し、企業法務案件に従事。2018年から2021年6月まで金融庁企画市場局企業開示課専門官としてコーポレートガバナンス・コード及びスチュワードシップ・コードの改訂等を担当。主な論文は、「スチュワードシップ・コードの再改訂」（『金融法務事情』2139号、2020年）、「コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂の解説」（『旬刊商事法務』2266号、2021年）ほか。